

せんぼくふるさとマイスター事業要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、卓越した技能や知識等を保持する市民を認定し、「せんぼくふるさとマイスター」(以下、「マイスター」という。)の称号を送り、その技能・技術の活用や継承を支援することで、地域の活性化と産業振興に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 マイスターは、現役で活動している市民で、次の各号に該当する者、若しくは特に市長が認めた者を対象とする。

- (1) 市内に1年以上居住している者
- (2) 技術・技能が一般に比べひとときわ優れている者
- (3) 技能・技術の継承に意欲を持ち、継続的に活動できる者
- (4) 他の技術・技能者の模範となり、マイスターにふさわしい人格を有している者

(募集及び推薦)

第3条 市長は、マイスター候補者の募集を行う。

2 市内の個人・団体は、自薦を含み、マイスター登録推薦書(様式第1号)、を、市長に提出することにより候補者を推薦できる。

(認定)

第4条 市長は、前条の推薦に基づく候補者の中から、農林商工部長の上申により、毎年度、10名を限度として認定する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(処遇等)

第5条 市長は、マイスターに対して、次の各号に掲げる処遇等を行う。

- (1) 称号を証する証書の授与
- (2) 掲出物等による顕彰
- (3) 報奨金の授与
- (4) マイスター事業協力への報償金支給

(事業等の実施)

第6条 市長は、マイスターの協力を得て、次の各号に掲げる事業等を行う。

- (1) 技術の継承等に関する事業
- (2) 教育現場での講習会・体験学習会等の事業
- (3) 技術・技能による産業振興等に関する事業

(処遇の取り消し)

第7条 市長は、マイスターに著しくふさわしくない行為があると認めた場合には、第4条に規定する認定を取り消し、又は称号の使用を含め第5条に規定する処遇等を制限することができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。